IBM 機械に対する使用許諾範囲表

更新日: 2015 年 11 月 1 日

機械コード (「MC」ともいいます。) の使用には、この「機械に対する IBM の使用許諾範囲表」(以下「特則」といいます。) の条件が適用されます。本特則では、IBM または認定リセラーから取得したビルトイン・キャパシティー (「BIC」ともいいます。) のタイプ別に、同意済みの考慮事項のために当該機械上での使用のために IBM が許諾した MC の使用許諾範囲についてのリストを提供します。以下の間で何らかの相違が生じた場合は、より制限の厳しい「使用許諾範囲」が優先的に適用されます。(i) 以下の表における使用許諾範囲の記載または BIC の一般的使用の記載、 (ii) BIC または MC の使用を制限、監視もしくは報告する IBM の技術的手段またはその他の手段による、使用許諾範囲の IBM の実際の実装。

1. 使用許諾範囲表

「ビルトイン・キャパシティー」のタイプ	機械コードの使用許諾範囲
System z 機械	
汎用プロセッサー (「GP」) (または、中央プロセッサー (「CP」)、汎用処理キャパシティー、もしくは CP 処理キャパシティーともいいます。)	あらゆるプログラムの実行
Integrated Facility for Linux (「IFL」)	以下の一部またはすべての実行 a. IBM z/VM 製品および機能 (「z/VM」)、z/VM Control Program (「z/VM CP」)、Group Control System (「GCS」)、Conversational Monitor System (「CMS」)、スタンドアロン・ユーティリティー DASD Dump/Restore、Device Support Facilities、Stand-Alone Dump、および Stand-Alone Program Loader (これらの製品および機能が、Linux on z または OpenSolaris オペレーティング・システムのサポートの下で実行された場合に限ります。)。 b. Linux on z または OpenSolaris オペレーティング・システム c. Linux on z オペレーティング・システムまたは OpenSolaris オペレーティング・システム下で実行される、あらゆるプログラム d. CMS または GCS 下で実行される、あらゆるプログラム (z/VM Guest Machine で実行されている Linux on z もしくは OpenSolaris オペレーティング・システムのサポートの下、または Linux on z または OpenSolaris オペレーティング・システム下で実行されるプログラムのサポートの下で、それらのプログラムが実行された場合に限ります。)。
System z Application Assist Processor (「zAAP」)	以下の一部またはすべての実行 a. IBM SDK for z/OS、Java Technology Edition (「JVM」。一般的には IBM Java 仮想マシンと呼ばれます。)、および JVM によって適切に起動された IBM z/OS オペレーティング・システム (「z/OS」) の基本エレメント b. Java プログラミング言語で作成されたプログラムの JVM 変換 (それらのすべてのトランザクションが JVM によって制御されている場合に限ります。)。 c. z/OS タスク・モードで実行中の z/OS XML System Services、およびその XML System Services によって適切に起動された z/OS 基本エレメント

「ビルトイン・キャパシティー」のタイプ	機械コードの使用許諾範囲
System z Integrated Information Processor (「zIIP」)	以下の一部またはすべての実行 a. System Data Mover of z/OS (「SDM」)、および SDM によって適切に起動された z/OS 基本エレメント b. z/OS および IBM の Common Information Model of z/OS (「CIM」) 基本エレメント、および CIM モデルを使用して管理資源と情報をやり取りする IBM 以外の「CIM プロバイダー」のルーチン (CIM 基本エレメントまたは CIM プロバイダー・ルーチンによって適切に起動された z/OS サービスなど。それらの z/OS サービスが CIM 基本エレメントと同じアドレス・スペースで稼働する場合に限ります。)。CIM 基本エレメントの決定に基づいて、CIM 基本エレメントとの適時の通信を維持する必要がある、zIIP 適格性を維持するための、IBM 以外の CIM プロバイダーのルーチン c. z/OS Workload Manager (「WLM」) エンクレーブ下の z/OS サービス要求ブロック (「SRB」) モード (「エンクレーブ SRB モード」) で実行中の z/OS XML System Services、およびその XML System Services によって適切に起動された z/OS 基本エレメント d. エンクレーブ SRB モードで実行中のプログラムの一部またはそのプログラムの一部から適切に起動された z/OS 基本エレメント。ただし、以下の条件を満たす場合に限ります。プログラムが IBM プログラムでない場合、プログラムの権利者が zIIP Application Programming Interface (「zIIP API」) の使用許諾を IBM から得ていること。また、そのプログラムでプログラムの権利者による仕様どおりに zIIP API が使用されており、IBM から許諾された zIIP API の使用権に準拠していること。また、zIIP にディスパッチされたプログラム処理の割合が、プログラムの権利者が単独で定めた仕様でディスパッチ対象とされている処理の割合を超えていないこと。 例えば、System z9、z10、z196 および z114 以降のメインフレーム上での zIIP の「使用許諾範囲」は、エンクレーブ SRB モードで稼働し、TCP/IP 接続により DRDA (Distributed Relational Data Architecture) を使用して DB2 for z/OS にアクセスする場合、DB2 for z/OS (バージョン 8、9、10 およびそれ以降のバージョン) によるネイティブ SQLPL (Structured Query Language Procedural Language) 要求処理の最大 60% までとなります。この例では、プログラム (DB2 for z/OS) は、DB2 内で BIC または MC の使用を制限、監視または報告する IBM の技術的手段またはその他の手段による制限に従って zIIP API を起動しており、回避はありません。また、zIIP にディスパッチされる DB2 for z/OS 命令の割合は、BIC または MC の使用を制限、監視または報告するかかる技術的手段またはその他の手段によってディスパッチ対象として指定された割合を超えておらず、回避はありません。この例では、DB2 for z/OS によるその処理の部分のみが、zIIP の適格なワークロードとみなされます。 さらに別の例としては、System z9、z10、z196 および z114 以降のメインフレーム上での zIIP の使用許諾範囲は、「CPU 使用率のしきい値」に達した後の、DB2 for z/OS (バージョン 8、9、10 およびそれ以降のバージョン) の長時間にわたって実行される並列クエリーの処理の最大 80% までになります。これは、DB2 for z/OS Query Optimizer 内で BIC または MC を制限、監視または報告する IBM の技術的手段またはその他の手段による指定どおりの処理であり、回避はありません。注: IBM では、System z 機械のタイプごとに『CPU 使用率のしきい値』を設定しています。この例では、DB2 for z/OS によるその処理の部分のみが、zIIP の適格なワークロードとみなされます。

「ビルトイン・キャパシティー」のタイプ	機械コードの使用許諾範囲
	e. zGM/XRC に関連した z/OS の DFSMS SDM の処理 (z/OS の DFSMS SDM による z/OS 基本エレメントの適切な起動を含みます。) f. zAAP 上で実行を許諾されたプログラムの部分 (機械に zAAP がインストールされていない場合に限ります。)。ただし、zIIP 上の zAAP 対応ワークロードのテストおよび移行を促進する場合は除きます。
Power Systems 機械	
汎用 Power Systems 機械のコア	あらゆるプログラムの実行
Linux のみの機械のコア	以下の一部またはすべての実行 a. Power Systems 機械で使用するために IBM でサポートされる Linux オペレーティング・システム。 b. (a) に定めるとおり、Linux オペレーティング・システム下で実行される、あらゆるプログラム。
Power Integrated Facility for Linux	a. Power Systems 機械で使用するために IBM でサポートされる Linux オペレーティング・システムの、1 つ以上の専用論理区画における実行。 b. (a) に定めるオペレーティング・システム下で実行中のあらゆるプログラム。
Coherent Accelerator Processor Interface (「CAPI」)	CAPI 入出力機能用の CAPI 対応 PCIe アダプターの使用。
IBM アプライアンス	
アプライアンス機械のコアまたはプロセッサー	あらゆるプログラムの実行。ただし、IBM から統合オファリングとして提供されるすべての「機械」および「プログラム」のコンポーネントがその統合オファリング内で維持される場合に限られます。
すべての IBM 製品ライン (本表で別途指定されるものを含みます。これらは以下の使用許諾範囲表に追加されます。)	
IBM 指定の保守施設	IBM 指定の保守施設を IBM が許可した方法でのみ使用することにより機械を保持するための機械コードの実行。

2. 本特則の変更

IBM は本特則を随時変更できます。 新規の使用許諾範囲は、既に取得されているか今後取得される全ての BIC に適用されます。使用許諾範囲に対する追加の制約は、今後取得される BIC の使用許諾範囲のみに適用されます。今後取得される BIC の使用許諾範囲には次のものが含まれますが、これらに限定されるものではありません。(i) BIC の使用許諾範囲の追加の取得、(ii) BIC の使用許諾範囲の特性の変更 (IFL から zIIP への変換など)、(iii) 有料/無料を問わず、既存の BIC の使用許諾範囲の、ある製品ファミリーから後継製品ファミリーへの移行 (アップグレードの一環として、zIIP を IBM System z196 機械から IBM System zEC12 機械に移行する場合など)。

本特則は上記の日付をもって発効し、従前の機械に対する IBM の全ての使用許諾範囲表に優先し、また本特則 (または同等のもの) の新規バージョンが発効されるまで適用されます。本特則の最新の有効バージョンは、次の Web サイトで提供されています。
http://www.ibm.com/systems/support/machine_warranties/machine_code/aut.html

3. クライアント・リレーションシップ契約に適用されない追加条件

本特則が、2012 年発効の IBM 機械コードのご使用条件 (以下「ご使用条件」といいます。コピーは、要求を受けて IBM から提供されます。) に関連して使用されている場合は、以下の追加条件が適用されます。

3.1 定義

本特則で定義されていない用語については、ご使用条件における定義が適用されます。

「使用許諾範囲 (括弧あり)」の以下の定義は、本特則で使用される用語「使用許諾範囲 (括弧なし)」に適用されます。

「使用許諾範囲」とは、本特則で指定された範囲、および IBM の「技術的手段」によって実際に実装されるとおり、「使用許諾されたビルトイン・キャパシティー」にアクセスし、それを使用して特定のタイプの実行可能コードまたはその一部 を処理するための IBM 「機械コード」の使用をいいます。

以下の「対象機械」の定義は、「使用条件」に記載の定義に置き換わるものとします。

「対象機械」とは、ご使用条件に基づき「機械コード」が使用許諾される特定の「機械」をいいます。それぞれの「対象機械」は、「ライセンシー」が取得または他者から譲渡されたシリアル番号付きの IBM 機械であり、シリアル番号または「取引文書」記載のオーダー番号で識別されるものとします。「アップグレード」を受け取った「対象機械」は引き続き「対象機械」であり、「アップグレード」を受け取った「機械」は「対象機械」となります。「対象機械」には IBM が「使用による受け入れ機械」として指定した「機械」が含まれますが、それに限定されるものではありません。

本特則で使用されている用語「BIC または MC を制限、監視または報告する IBM の技術的手段またはその他の手段」は、ご使用条件で定義されている用語**「技術的手段 (括弧あり)」**に置き換えられるものとします。

本特則で使用されている用語「回避 (括弧なし)」は、ご使用条件で定義されている用語**「回避 (括弧あり)」**に置き換えられるものとします。